

平成27年度 3学年進路指導の流れ (※ケースによって異なります)

福祉的就労希望者

一般就労希望者

能力開発校進学希望者

3月

「個人調査書（下書き）」の作成（寄宿舍指導員、児童養護施設支援員等）

4月～5月

- ・「現場実習同意書」「身上書」「家庭状況及び本人の経歴に関する調書」の作成（保護者）
- ・「履歴書」の作成（本人） ・「個人調査書」の作成（学担、副担、舎指導員、児童養護支援員）

4月24日（金）
5月29日（金）
6月5日（金）

学年・個別懇談会（保護者・学担・進路・舎担※・本人※）※はケースに応じて
【今年度の進路指導に関する説明・進路の方向性の最終希望確認】

5月～

実習先の開拓（進路）

※6月26日

重度判定にかかわる「社会生活能力調査票」の作成 ※該当ケースのみ（学担・進路）

障害者職業センターによる重度判定（職業センター・本人・学担・進路）

「療育手帳がB判定かつIQが60以下の生徒」のうち、基本的に「卒業時に一般就労を希望している生徒」が対象
※ 就労継続支援A型や就労移行支援の利用を希望している生徒でも対象になる場合がある。

6月～随時

現場実習 事前訪問（実習先担当者・本人・保護者・学担・進路）

障害福祉サービス利用のための手続き

（市区町村障害福祉課・相談支援事業所
本人・保護者・学担※・舎担※）

「グループホーム等で生活実習をする生徒」の内、事業所側からの求めがある場合や、
「就労移行支援事業所によるアセスメントを実施する生徒」などが対象

※詳細（進め方）は ☆「障害福祉サービス利用の手続き」と同様

6月～
現場実習前までに

6月

就労移行支援事業所によるアセスメント

「卒業後に就労継続支援B型の利用を希望している生徒」が対象
市町村により、対応が異なることが予想される

就労移行支援事業所で一定期間体験を行い、本人が現状で一般就労を目指すことが妥当か否かをアセスメントしてもらいます。
（～平成26年度）

→今年度以降の取扱については、ようやく“移行”でのマニュアルが示されたばかりであり、各関係諸機関の対応も慣れないため、個別に異なる対応が求められることが予想されます。

職業相談にかかわる「求職申込書」の作成
※該当ケースのみ（本人・学担・進路）

ハローワークによる職業相談

（ハローワーク・本人・保護者・学担）

- ①「一般就労を希望する生徒」
 - ②「就労継続支援A型（雇用型）の利用を希望する生徒」
 - ③「職業能力開発校への進学を希望する生徒」が対象
- ※当日は①が対象、②③は「求職申込書」の記入のみ

6月26日（金）

7月10日（金）

学年懇談会（保護者・学担・進路）【現場実習の説明】

現場実習（前提実習）

福祉的就労希望者は2～3週間程度、一般就労希望者は4週間程度の実習を行い、卒業後の受け入れについて実習先に判断してもらう。
（状況によってはこの期間の前後に行う場合もある）

現場実習（体験実習）

必要に応じて検討

8月24日（月）
～
10月16日（金）

2学期～3学期

再実習・追実習

状況に応じて行う（3学期の場合もありえる）

福祉的就労希望者

一般就労希望者

能力開発校進学希望者

10月30日(金)
11月6日(金)
その他個別に設定

個別懇談会 (保護者・学担・進路※・舎担※・本人※) 【現場実習後の状況からの、進路希望先の決定・確認】

実習の評価・受け入れの内々定

実習の評価・(採用の内々定)

11月~12月

☆障害福祉サービス利用の手続き(①~⑤)

(市区町村障害福祉課・相談支援事業所
本人・保護者・学担※・舎担※)

「障害福祉サービスの利用を希望している生徒」が対象

具体的には

「福祉的就労を希望する生徒」

「一般就労または進学を希望する生徒のうち、宿泊型自立訓練やグループホームの利用を希望する生徒」

- ①市区町村へのサービス利用申請 (保護者が市区町村の障害福祉課窓口に行って申請する)
- ②認定調査 (市区町村の障害福祉課担当者が、障害支援区分の認定を行うために、本人・保護者等から本人の生活状況や支援の状況などを聞き取る)
- ③医師の意見書作成 ※一部のみ対象 (障害支援区分の認定を行うために、医療機関を受診し、医師が意見書を作成する)
- ④サービス等利用計画の作成 (市区町村から依頼を受けた相談支援事業所の相談員が、本人・保護者の意向などを聞き取って、利用計画案を作成する)
- ⑤サービス等利用計画の完成 (本人・保護者のチェックを受け、相談支援事業所が市区町村に提出する)

希望校への出願

(一次募集)
(本人・保護者・ハローワーク※)

入学選考試験

(一次募集)

12月~1月

自立支援協議会にかかわるアセスメント資料の作成

※該当ケースのみ(保護者・学担、舎担※)

採用内定

合格発表

(一次募集)

1月~2月

各市町村の自立支援協議会でのケース検討

(市町村の自立支援協議会、進路※)

「就労継続支援B型の利用を希望している生徒」が対象

各市町村の自立支援協議会において、生徒一人一人について検討を行い、就労継続支援B型を利用することが妥当か否かを判断します。

援護制度の手続き

(企業・ハローワーク・進路
本人・保護者・学担※)

「援護制度(職場適応訓練制度など)を利用予定の企業に入社が内定した生徒」が対象

提出書類を記入したり、訓練手当を入金するための銀行口座を開設したりします。

入校手続き

(本人・保護者・ハローワーク※)

※追加募集

合格発表後、定員に余裕がある場合は、追加募集が行われる場合があります。

履歴書の作成等

2月1日

新規学卒者(平成28年3月卒業)の「障害福祉サービス等利用待機者名簿」への登録

※「障害福祉サービスの利用を希望する生徒」が対象です。

受け入れの内定

2月12日(金)

学年懇談会(保護者・学担・進路)【進路先移行に向けた最終確認】

3月4日(金)

卒業式

3月中

利用契約

(福祉事業所・本人・保護者
学担or進路※)

雇用契約

(企業・本人・保護者※・進路※)

4月1日

利用開始

勤務開始

※「職場適応訓練」利用の場合は新年度開始

入校式